

## 献呈の辞

法学部長 萩原金美

法学博士・京都大学名誉教授黒田覚先生には、昭和五五年三月末日をもって神奈川大学短期大学部客員教授および神奈川大学法学部講師（いずれも憲法学担任）の職を退かれた。先生は、昭和四六年三月末日付で法学部教授を定年退職されているが、余人をもって代えがたい御学殖と高邁な御人格に対する衆望もだしがたく、その後もひき続き右のような形で本学に留まって下さったのである。しかし、このほど八〇歳の御高齡に達せられたのを機に御勇退の御意思を固められ、本学としても先生にこれ以上の御無理をお願いすることは思い止まらざるをえなかった次第である。

先生は、大正一二年京都帝国大学法学部法律学科を御卒業、続いて大学院を修了された後、大正一四年に同大学法学部助教授に就任され、爾来今日に至るまで、実に半世紀を超える法律学者としての学問活動を精力的に継続して来られた。まことに驚異的な事実であるが、いまなお孜孜として日々研究に精進しておられる御様子は、本号に収められる先生の御講演の速記録が如実に物語るはずである。先生のようなケースは、一般に学者的生命の比較的短いわが国の学界においてはまさに稀有のことといふべきである。

専門を異にし、かつ浅学の私は、残念ながら、日本憲法学の巨峯の一つといわれる黒田憲法学について語るべき資

格を全く有しない。ただ私はここに、古稀の齡をはるかに過ぎながら、学問への激しい情熱に燃え、研究に精進される先生のお姿は、われわれ本学に職を奉ずる後進にとって限りない励ましであり、天上に輝く導きの星にも似た存在であったことを述べておくにとどめる。

なにとぞ、先生が今後とも一層御自愛の上変らぬ御嚮導をわれわれに賜るよう切にお願い申し上げる次第である。

なお、先生は御在職中、大学紛争の嵐が学内を吹き荒れる困難な時期に、学長代行、さらに法人理事長として、本学の教学運営と経営の両面にわたる重責を果された。この方面における先生の本学に対する御功績もきわめて大きいものがある、といわなければならぬ。

御退職を記念する本特別号は、たとい形式、内容において貧しいものにせよ、われわれが先生に対していただく心からの深い敬愛の念の結晶である。快く御受納いただければ幸いである。

以上、法学部および法学会の教員一同を代表し、いささか蕪辞を述べて献呈の辞とする。